

四万十市社会福祉協議会见守りサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 少子・高齢社会となり、核家族化や単身世帯の増加、地域の繋がり希薄化などにより、社会とのつながりが薄れるなど、地域における課題が複雑・多様化しています。こうした中で、高齢者や障害者の日常生活の安否確認と併せて地域福祉の推進を目的とし事業を実施する。

(実施主体など)

第2条 社会福祉法人四万十市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が行い、事業の名称を四万十市社会福祉協議会见守りサービス事業（以下「見守りサービス」という。）という。

(対象者)

第3条 実施地域については、旧中村市区域内とし下記に該当する者で見守りサービスが必要な者とする。

- (1) 75歳以上の在宅一人暮らしの者
- (2) 65歳以上の夫婦のみの世帯で、配偶者が寝たきりや認知症の世帯
- (3) 身体障害者1級又は2級の手帳の交付を受けている者
- (4) サービス提供日に、他の安否確認ができるサービスを利用していない者
- (5) 前(1)～(4)の規定と同様の状態にあると社協が認めた者

(利用手続き等)

第4条 見守りサービスを希望する場合は、見守りサービス事業利用申請書（様式第1号以下「申請書」という。）により、担当民生委員や関係機関を経由して社協へ提出する。

- (1) 関係機関とは、地域包括支援センター・居宅介護支援事業所・相談支援事業所等とする。
- 2 社協は、申請書を受理した場合、速やかに本要綱を基にその必要性を検討し、該当・非該当を判定し、該当の場合は見守りサービス事業利用決定通知書（様式第2号）により、非該当の場合は見守りサービス事業利用非該当通知書（様式第3号）により、担当民生委員・関係機関を経由して申請者に通知する。
- 3 サービスを休止又は中止する場合は、見守りサービス事業休止又は中止届（様式第4号）若しくは電話にて社協へ報告する。

(実施日など)

第5条 見守りサービスは毎週水曜日とする。ただし、水曜日が祝日及び国民の休日の場合と、12月29日から1月3日の年末年始は中止する。

- 2 見守りサービスは、次の通り行う。
 - (1) 弁当の場合は昼食用とし配達する。

(2)調理及び配達は、ボランティアの協力を得て行う。

(3)利用者が留守の場合は、持ち帰る。

(利用者の負担)

第6条 利用者は、弁当の場合は1食500円を負担する。

2 その他の見守りサービスを行う場合は、その都度決定する。

(事業費)

第7条 事業に要する経費は、利用料金、共同募金配分金、社協会費、市補助金で運営する。

(見守りサービス事業運営委員会)

第8条 見守りサービス事業を円滑に実施するために、見守りサービス事業運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、見守りサービス事業に関する事項についての評価や協議を行う。

3 委員は、ボランティアより2名、民生児童委員協議会より1名、市職員より1名を会長が委嘱する。

4 委員の互選により委員長を選任し、委員長は委員会の議長となる。

5 委員長は、第3条第1項第5号に規定する事項の判定を行う。

6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

7 委員会は、必要に応じて開催する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱施行に伴い、平成17年4月1日から実施していた四万十市社会福祉協議会配食サービス実施要項は廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(様式第1号)

見守りサービス事業利用申請書

令和 年 月 日

四万十市社会福祉協議会長 様

申請者 (民生委員・関係機関)
住所
氏名
電話 — —

見守りサービス事業を利用したいので、次の通り申請します。

利用者の状況				
住所				
ふりがな 氏名		固定電話 携帯電話	— —	
生年月日	昭・平 年 月 日	年齢	歳	
申請理由	1人暮らし・高齢者・身体障害者(等級 級)・その他()			
家族の状況			自宅付近の状況(地図)	
氏名	年齢	続柄		
近親者の連絡先				
住所				
氏名				
続柄	電話	—		
()の意見(家族及び近親者の日常的な関係等)				
(氏名)				
1. 該当	2. 非該当	運営委員会委員長		